

福島復興再生特別措置法とは？

福島の復興に役立つ新しい法律なんだ。

原子力災害により大きな被害を受けた福島県を復興・再生するために作られた法律です。(平成24年3月31日成立)

この法律では、福島の復興は主に以下のように進められます。

避難解除等区域の復興・再生

- 避難対象区域に所在していた事業者が同区域において事業を再開した場合に、税の特例措置があります。
- 避難解除等区域の復興・再生を推進するための「復興再生計画」が平成25年3月に作成されました。この計画により、同区域の産業の復興や、生活環境の整備が進められます。

3つの計画を作ってそれぞれの計画に基づいて事業が進められていくんだね。

放射線の不安解消・安心して暮らせる生活環境づくり

- 農林水産物の放射能濃度を測定するときに国が支援します。
- 国は、県や市町村と連携して除染を迅速に進めます。
- 医療スタッフの確保を進めることで医療や福祉のサービスの充実に取り組みます。



米の全量全袋検査の様子

産業の復興・再生

- 「産業復興再生計画」を作り、農林水産業や商工業、観光業の復興・再生を図ります。

八重たん



新しい産業づくり

- 「重点推進計画」が平成25年4月に作成されました。この計画により、再生可能エネルギーや医療機器の開発などの新しい産業の創出を図ります。



県内には風力発電や、太陽光発電が増えていくんだね。

施策の推進のために必要なこと

- 避難指示区域から避難している方々の生活の安定のため、就職の支援や地域の公共交通を確保します。
- 復興のために、国が復興交付金などを支出します。

必要に応じて法律の改正もしているんだね。



なお、平成25年4月に法律が一部改正されました。主な改正点は次のとおりです。

- 長期避難者のための生活拠点を作るために新たな交付金制度が創設され、公営住宅を始めとするインフラの一体的な整備が促進されます。
- 企業立地の更なる促進のために、避難解除等区域における税制優遇措置の対象が居住制限区域や新規事業者にも拡充されます。

➡ 詳しくは、ホームページをご覧ください 県HP <http://www.cms.pref.fukushima.jp/28541>

主な震災関連相談窓口一覧

原子力災害	放射線に関する問い合わせ	電話相談窓口 月～金曜日：午前8時30分～午後8時 土 日 祝 日：午前8時30分～午後6時	☎ 0120(988)359 フリーダイヤル
	原子力損害賠償などに関する問い合わせ	電話相談窓口 月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く) ※毎週水曜日午後1時～5時は弁護士による電話法律相談を実施 巡回法律相談 県内7方部において弁護士による無料の対面相談を実施(予約制)	☎ 024(523)1501
生活	県内の応急仮設住宅などへの入居及び被災住宅の改修に関すること	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル 月～金曜日：午前9時～午後5時(祝日を除く)	☎ 024(521)7698
	県内外に避難した人の相談窓口	県庁避難者支援課 または 避難元(先)の自治体 月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)	☎ 024(523)4157
健康	県民健康管理調査の実施に関する問い合わせ	県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター 月～金曜日：午前9時～午後5時(祝日を除く)	☎ 024(549)5130
その他	県政に関する相談窓口	県庁県民広聴室 県政相談コーナー 月～金曜日：午前9時～正午、午後1時～午後4時(祝日を除く) このほか各地方振興局にも県政相談コーナーがあります。	☎ 0120(899)721 フリーダイヤル ☎ 024(521)7017